

仙台市地域防災計画の概要について

計画の内容

I 基本理念・方針と計画の構成

II 防災計画の主な内容・変更点

I 基本理念・方針と計画の構成 (1/6)

見直しの背景

東日本大震災の発生



- ① これまでの想定を上回る規模の津波の発生
 - ② 長期にわたるライフラインの途絶
 - ← 施設整備などのハード対策だけでは防ぎきれない
 - ← 行政の限界と自助・共助の重要性 など
- 多岐にわたる課題が浮き彫りとなる

地域防災計画の全面的な見直し

- 本市ならではの「強み」を活かし
地域の多様な主体が自ら考え、共に行動するなど
「100万市民の総合力」による取組みが必要

I 基本理念・方針と計画の構成 (2/6)

基本理念

町内会組織、市民活動、NPO活動といった

「市民力」
「地域力」
の「強み」を活かし
全市一丸となった
災害対策

構成に反映

基本方針

- ① すべての人命の安全を最優先とし、減災を基本とする災害対策
- ② 災害時要援護者に配慮した災害対策
- ③ 男女共同参画の視点を取り入れた災害対策

全体の内容に反映

- ④ 災害時の都市機能を確保する災害対策
- ⑤ 人的資源の効率的な活用及び他自治体等への適正な応援要請
- ⑥ 災害の規模に適切に対応した災害対策

I 基本理念・方針と計画の構成 (3/6)

計画の構成(全体像)

編・部		概要	章
共通編	第1部 総則	① 計画の考え方や前提、災害に関する現状と課題 ② 市民・市・防災関係機関が行うべき減災活動の概要について定める。	
	第2部 災害予防計画	災害による被害を最小限にとどめるために必要な ① 災害への備えの充実 ② 地域防災力・減災力の向上 ③ 減災のための防災基盤の整備等について定める。	第1章 自助・共助 第2章 公助
地震・津波 災害対策編 (応急対策計画)		地震・津波災害発生以降、市民・市災害対策本部等が行う ① 対策に係る体制 ② 措置等について定める。	第1章 自助・共助 第2章 公助

I 基本理念・方針と計画の構成 (4/6)

計画の構成(特色1)

(特色1) 予防計画と対策編で、項目の対応を図っています

【共通編】災害予防計画

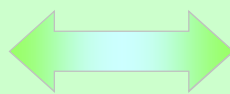
地震津波災害対策編 (応急対策計画)

■ 市民・地域が行政と協働して行う**防災対策**

第1章
自助・共助

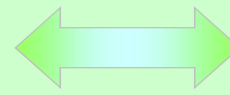
■ 市民・地域が行政と協働して行う**災害対応**

■ 市民と協働して行う**防災対策**



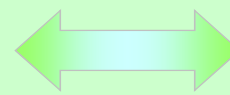
■ 市民と協働して行う**災害対応**

■ 行政における**防災対策**



■ 行政における**災害対応**

■ 災害に強い都市基盤の整備



■ 市民生活を取り戻す社会基盤の復旧

第2章 公助

■ 被災から立ち上がる生活再建支援

I 基本理念・方針と計画の構成 (5/6)

計画の構成(特色2)

(特色2)「自助・共助」「公助」間の災害対応の時系列に留意しながら、構成や項目を整理しています
【共通編】災害予防計画、地震津波災害対策編両方)

【共通編】災害予防計画

第1章
自助・共助

■市民・地域が行政と協働して行う防災対策

【市民の命を守る】

【市民の命をつなぐ】

第2章
公助

■市民と協働して行う防災対策

【市民の命を守る】

【市民の命をつなぐ】

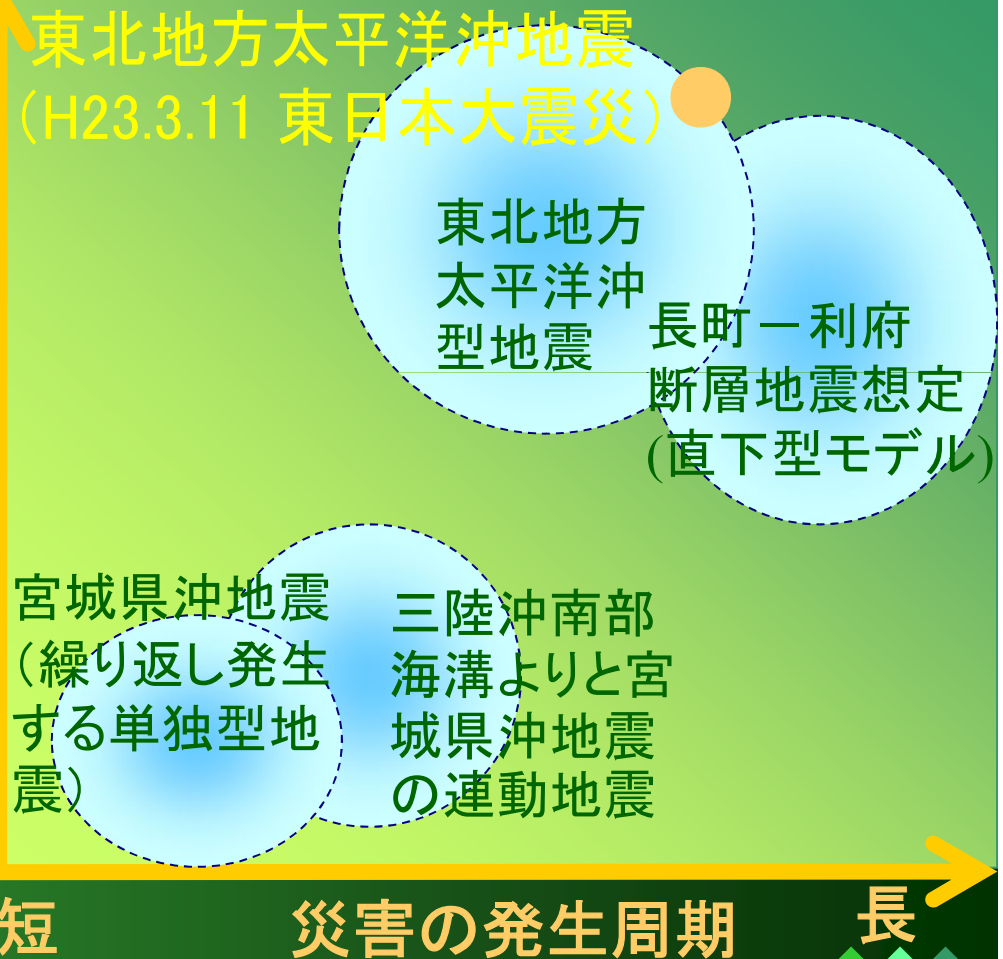
I 基本理念・方針と計画の構成 (6/6)

(参考) 災害想定の方

想定される地震と災害規模

- ① 縦軸の「災害規模」は、地震や津波によって失われる人命や建築物の数など想定して相対的に示したもの
 - ② 各地震想定はあくまでも「想定」であるため、「災害規模」はある程度の幅がある
- ← 災害規模は減災の考え方により小さくなるよう対策を行う

大地震・津波による災害規模小



Ⅱ 防災計画の主な内容・変更点

全面にわたり修正をおこなっておりますが、
前回の防災会議でも報告した(特に関心の高い)
以下の項目について報告します

- 1 津波に対する備えの充実
- 2 市民による減災
- 3 避難体制・避難所運営体制
- 4 災害時要援護者
- 5 帰宅困難者対策
- 6 物資対策
- 7 その他

II-1 津波に対する備えの充実(1/4)

災害予防(日ごろからの取り組み)の記載概要

1(自助・共助)津波発生時の行動の確認【第1章第5節 2】

★安全確保を確認する一部として記載

- ① 避難の手引きに示された内容確認
- ② 各自の日ごろからの行動確認

2(公助)津波災害の予防【第2章 第2節】

★「節」の新設

- ① 避難エリア設定、避難施設、道路確保
- ② 情報伝達体制の整備
 - ・ 津波情報伝達システム
 - ・ ヘリコプター、広報車
 - ・ 報道機関との連携 等
- ③ 周知啓発

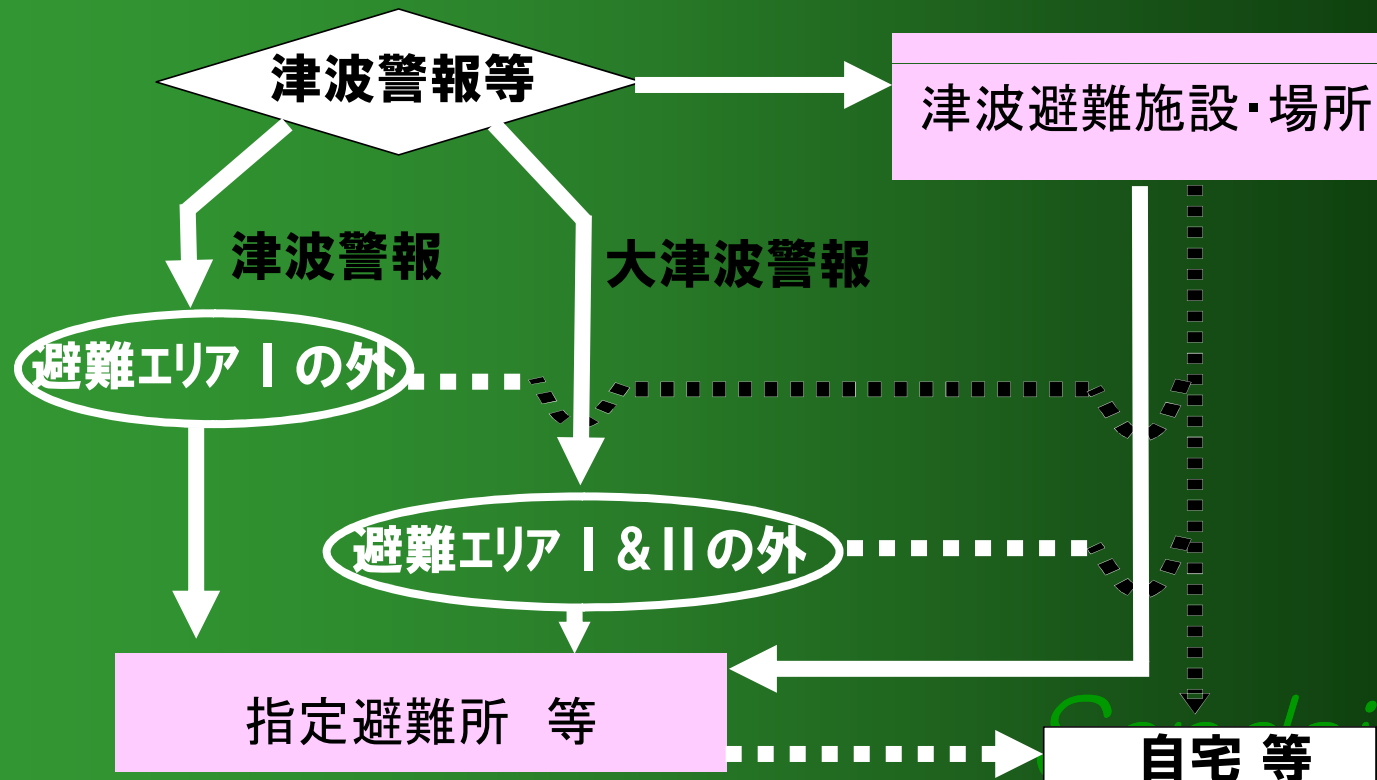


Ⅱ-1 津波に対する備えの充実(2/4)

地震・津波災害対策(災害発生時の対策)の記載概要 1(自助・共助)津波からの避難行動【第1章 第3節 2】

★避難行動の一つとして記載

- ① 避難開始の目安、避難時の原則、避難先
- ② 津波避難エリアからの避難に関するフロー



Ⅱ-1 津波に対する備えの充実(3/4)

地震・津波災害対策(災害発生時の対策)の記載概要

2(公助)津波災害応急計画【第2章 第5節】

★「節」の新設

- ① 警報の種類、避難勧告の実施
- ② 避難勧告の広報
広報の際の安全確保
- ③ 関係機関の措置、
警報の伝達系統図



緊急 津波警報発表

こちらは仙台市です。
宮城県沿岸に「津波警報」が発表されました。

避難を勧告します。
県道塩釜・亘理線より
内陸側、又は指定され
た避難場所や避難ビル
などに、直ちに避難し
てください。

津波は繰り返し来ます
ので、テレビやラジオ
等の情報に注意してく
ださい。

この情報は仙台市全域
に配信しています。

(仙台市)

杜の都防災メール 震度情報

○年○月○日○時○分頃
宮城県北部で震度5強の
地震を観測しました。

▼震源地
宮城県沖
▼各地の震度

【震度5強】

仙台市青葉区、仙台市宮
城區、仙台市若林区、仙
台市太白区、仙台市泉区

詳しい情報は、こちらか
ら確認してください。

<http://sendaicity.bosai.info>

/****

Ⅱ-1 津波に対する備えの充実(4/4)

【共通編】災害予防計画

地震津波災害対策編 (応急対策計画)

(自助・共助)

津波発生時の行動の確認

【第1章第5節 2】

- ① 避難の手引きに示された内容確認
- ② 日ごろからの行動確認

(公助)

津波災害の予防【第2章第2節】

- ① 避難エリアの設定
避難のための施設 等
- ② 情報伝達体制の整備
- ③ 周知啓発

(自助・共助)

津波からの避難行動

【第1章第3節 2】

- ① 避難開始の目安、避難時の原則、避難先
 - ② 津波避難エリアの避難フロー
- ### (公助)

津波災害応急計画【第2章第5節】

- ① 警報の種類、避難勧告
- ② 避難勧告の広報、安全確保

Ⅱ-2 市民による減災(1/3)

災害予防(日ごろからの取り組み)の記載概要

1 家庭などでの備え

- ① 地震の揺れへの備え・・・耐震補強,家具転倒防止 等
- ② ライフライン供給停止の備え
- ③ 食料・生活必需品の確保・・・1週間分程度の備え

2 「防災・減災」を学ぶ・伝える

- 知識の習得、防災訓練への参加、危険箇所の把握 等

3 情報入手手段の確認・・・ラジオその他の準備

4 避難行動の確認

- 津波からの避難行動、帰宅困難にならない対応 を含む

5 住民ネットワークで地域を守る

- ① 自主防災活動、地域防災リーダーの育成
- ② マンション防災対策強化、企業の防災対策の強化を明記
- ③ 地域団体等の活動、災害時要援護者への取り組み

Ⅱ-2 市民による減災(2/3)

地震・津波災害対策(災害発生時の対策)の記載概要

1 情報の入手

- ① 緊急地震速報の活用
- ② 災害情報の入手

2 避難行動

- ① 地震発生後の避難行動
- ② 津波からの避難行動

3 自主防災活動,地域での活動

4 災害時要援護者の支援

5 避難所の運営

- ① 開設・運営での避難所運営マニュアルの活用の明記
- ② 長期化した場合の方針

その他、災害支援等の活動について 記載



Ⅱ-2 市民による減災(3/3)

【共通編】災害予防計画

【市民の命を守る】

第1節 減災の重要性

第2節 家庭や事業所で備える

第3節 「防災・減災」を学ぶ

第4節 情報の入手方法を知る

第5節 安全確保の行動を確認

【市民の命をつなぐ】

第6節 住民ネットワークで地域を守る

第7節 災害支援活動の参加

地震津波災害対策編 (応急対策計画)

【市民の命を守る】

第1節 地震による被災をふせぐ

第2節 災害情報入手する

第3節 適切な避難行動を行う

【市民の命をつなぐ】

第4節 地域で組織的に活動する

第5節 災害時要援護者を支援する

第6節 避難所を主体的に運営する

第7節 物資の円滑な供給に協力する

第8節 交通・ライフライン等の情報入手

第9節 広聴相談を利用する

第10節 災害支援の活動する

第11節 生活の復旧・復興に関する支援を利用する

Ⅱ-3 避難体制・避難所運営体制(1/12)

- (1) 避難所の位置づけの見直し
- (2) 避難所運営体制の見直し



Ⅱ-3 避難体制・避難所運営体制(2/12)

(1) 避難所の位置づけの見直し

災害予防(日ごろからの取り組み)の記載概要

1(自助・共助)避難行動の確認【第1章第5節 1(参考)】

★行政の整理を参考として記載

2(公助)避難所の概念の整理【第2章 第1節】

★避難体制の中で整理

① 避難所・避難場所の区分

- ・緊急時に活用する避難所・避難場所
- ・当面の避難生活を行う避難所・避難場所 に分類

② 特定の区域(津波避難エリア等)の避難所の取扱い

③ 避難所機能の整備

避難所区分ごとの安全・通信の確保、備蓄の整理 等
などについて言及

Ⅱ-3 避難体制・避難所運営体制(3/12)

(1) 避難所の位置づけの見直し

災害予防(日ごろからの取り組み)の記載概要

2(公助) 避難所の概念の整理【第2章 第1節】

★ 避難所・避難場所の区分

A: 緊急時に活用する避難所・避難場所

ア 津波避難施設・避難場所

イ 帰宅困難者一時滞在施設・一時滞在場所

ウ 広域避難場所 工地域避難場所 才いっとき避難場所

B: 当面の避難生活を行う避難所・避難場所

ア 指定避難所

イ 補助避難所

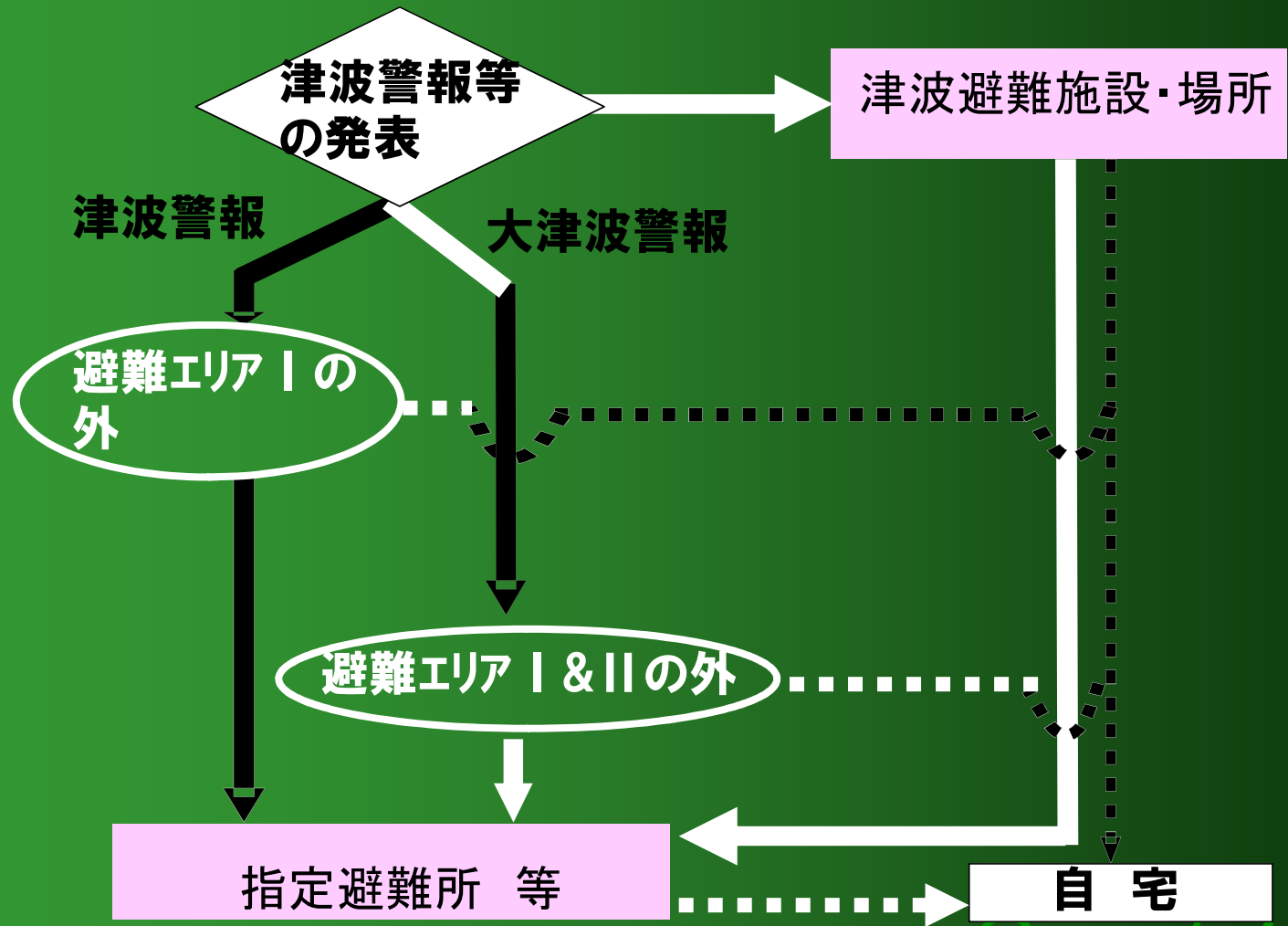
ウ その他の避難施設

(地区避難施設(がんばる避難所)、
県有施設)

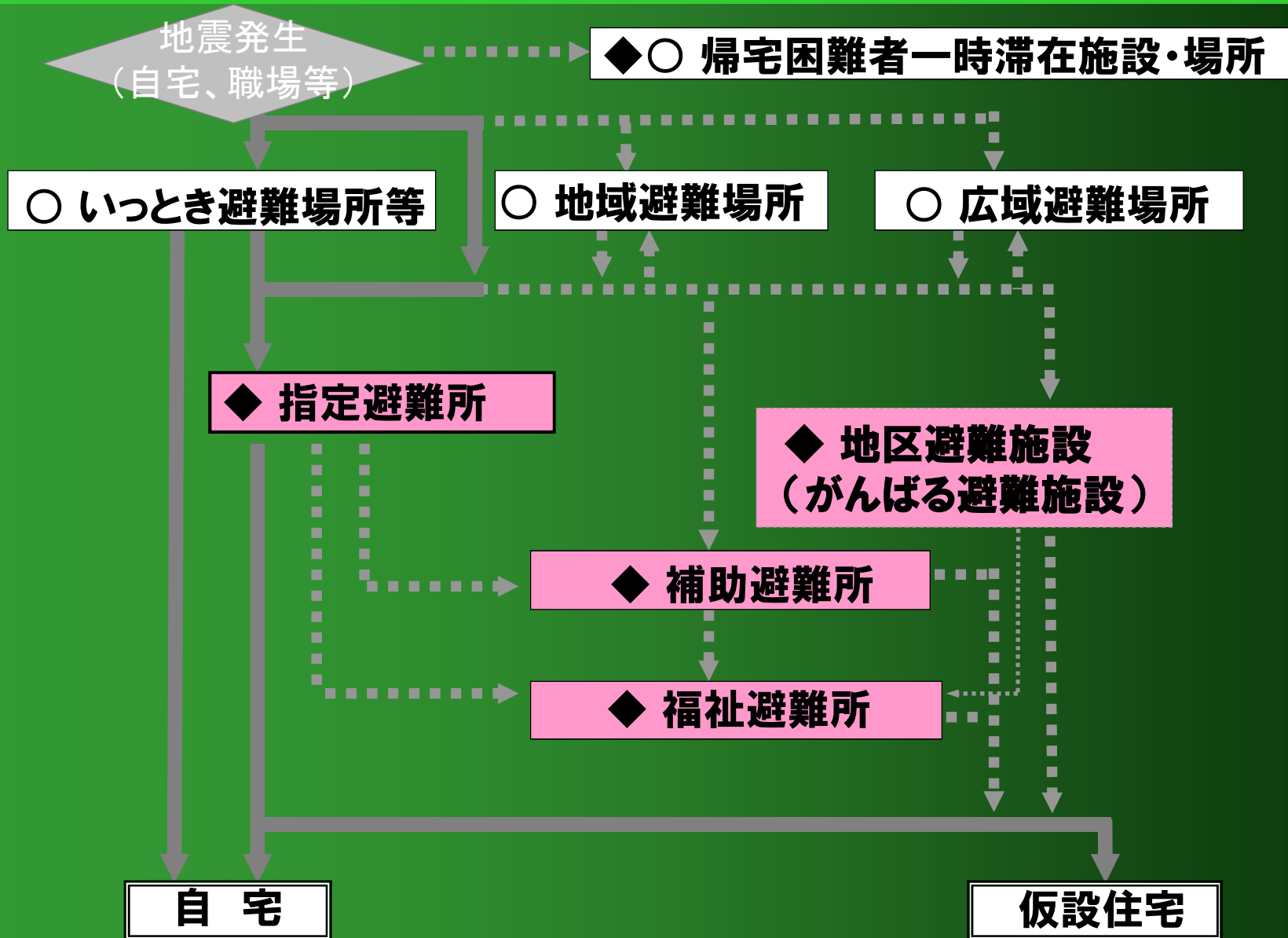
工 福祉避難所

避難フロー
図で整理

住民等による避難フロー図(津波)



住民等による避難フロー図(地震等)



緊急時に活用する避難施設・場所

当面の避難生活を行う避難所・場所

Ⅱ-3 避難体制・避難所運営体制(4/12)

(1) 避難所の位置づけの見直し

災害予防(日ごろからの取り組み)の記載概要

2(公助) 避難所の概念の整理【第2章 第1節】

★指定避難所、補助避難所、その他の避難施設の整理

① 市有施設(場所等は、地域の方々と意見交換、情報共有により決定)

名称	施設	運営主体	備蓄	物資供給
指定 避難所	市立小中高等学校 【特例】市民センター コミュニティ・センター	地域団体 施設管理者 市職員	市	市
補助 避難所	市民センター コミュニティ・センター 【特例】児童館等市有施設	地域団体 施設管理者	市	市

② 地域の集会所等(場所等は、地域の方々と意見交換、情報共有により決定)

自立運営を基本とし、地域の方々が事前準備、災害時運営を行う

「地区避難施設(がんばる避難施設)」と位置づけ

※公的支援としては、指定避難所への物資提供が可能となつてからは、指定避難所において支援物資を受け取ることができます。

Ⅱ-3 避難体制・避難所運営体制(5/12)

(1) 避難所の位置づけの見直し

【共通編】災害予防計画

地震津波災害対策編 (応急対策計画)

(公助) 避難所の概念の整理

【第2章 第1節】

- ① 緊急時に活用する避難所・避難場所
 - ア 津波避難施設・避難場所
 - イ 帰宅困難者一時滞在施設・場所
 - ウ 広域避難場所
 - エ いっとき避難場所
- ② 当面の避難生活を行う避難所・避難場所
 - ア 指定避難所
 - イ 補助避難所
 - ウ その他の避難施設
(集会所等地域の施設、県有施設)
など

避難所の概念の整理は
災害予防計画において
実施

Ⅱ-3 避難体制・避難所運営体制(6/12)

(2) 避難所運営体制の見直し

災害予防(日ごろからの取り組み)の記載概要

1(自助・共助)避難所の運営【第1章第6節 3】

★住民ネットワークで地域を守る の中で記載

① 避難所運営の基本方針

- ・地域団体、避難者、市からの避難所担当職員
避難所の施設管理者・職員が協同して運営
- ・その他 発災初期のお願い等

② 運営体制の共有

- ・地域の実情にあった「地域版避難所運営マニュアル」
の作成と運営体制の共有

③ 避難所運営訓練への参加

Ⅱ-3 避難体制・避難所運営体制(7/12)

(2) 避難所運営体制の見直し

災害予防(日ごろからの取り組み)の記載概要

2(公助)避難所運営体制の整備【第2章第9節】

- ① 避難所開放体制の確保
- ② 避難所運営体制の整備(「自助」と基本的に同じ)
 - ・地域団体、避難者、市からの避難所担当職員
避難所の施設管理者・職員が協同して運営
 - ・市の体制整備
職員派遣体制、職員運営能力の強化
施設管理者の支援体制、地域体制整備の促進
- ③ 避難所運営に関する事前協議(顔の見える関係の構築)
- ④ 地域における避難所のグループ化
指定避難所を中定避難所を中心とし

Ⅱ-3 避難体制・避難所運営体制(8/12)

(2) 避難所運営体制の見直し

地震・津波災害対策(災害発生時の対策)の記載概要

1(自助・共助)避難所を主体的に運営する【第1章第6節】

★「節」として記載

- ① 避難所の開設
- ② 避難所の運営 地域団体の役割、避難者の役割
- ③ 避難所運営委員会の活動
- ④ 長期化した場合の活動
- ⑤ 避難所の統廃合
- ⑥ その他

補助避難所の運営等

II-3 避難体制・避難所運営体制(9/12)

(2) 避難所運営体制の見直し

地震・津波災害対策(災害発生時の対策)の記載概要

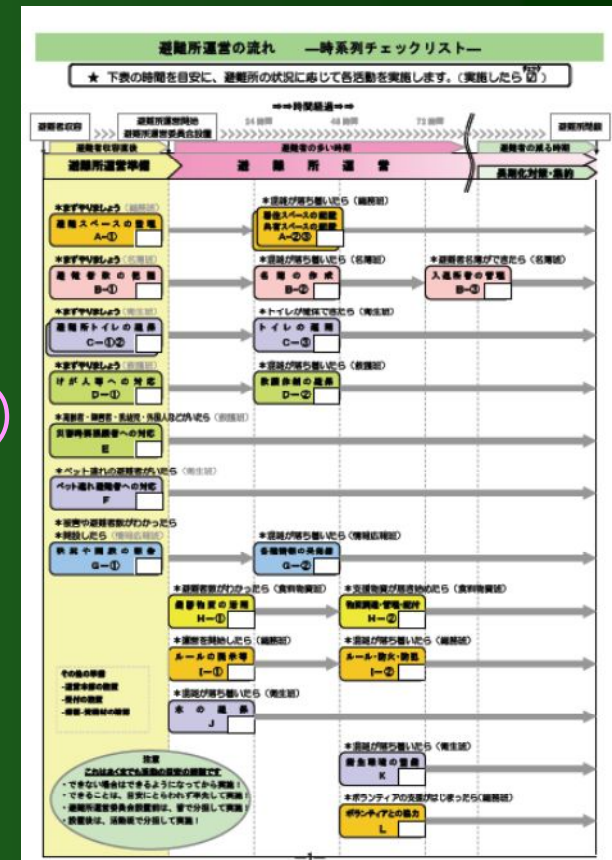
2(公助)避難所運営計画【第2章 第12節】

★「節」として記載

- ① 実施機関、担当業務の記載
- ② 避難所の開設、避難者の収容
- ③ 避難所の運営

(詳細は避難所運営マニュアルへ委任)

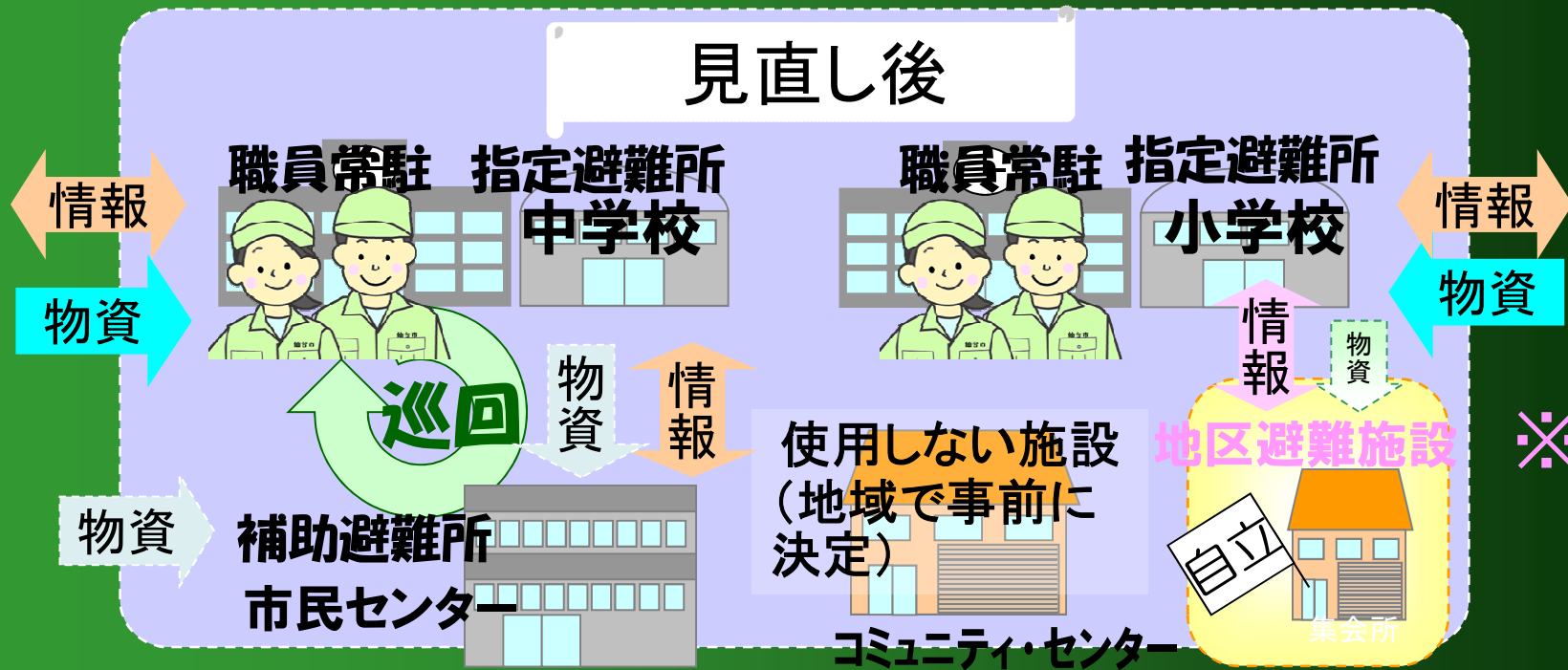
- ・避難所担当職員派遣
- ・区本部、避難所担当職員の措置
- ・施設管理者の措置
- ・避難所運営委員会その他



Ⅱ-3 避難体制・避難所運営体制(10/12)

(2) 避難所運営体制の見直し(イメージ)

地域の中のコミュニティ・センターを使用しない場合のイメージです

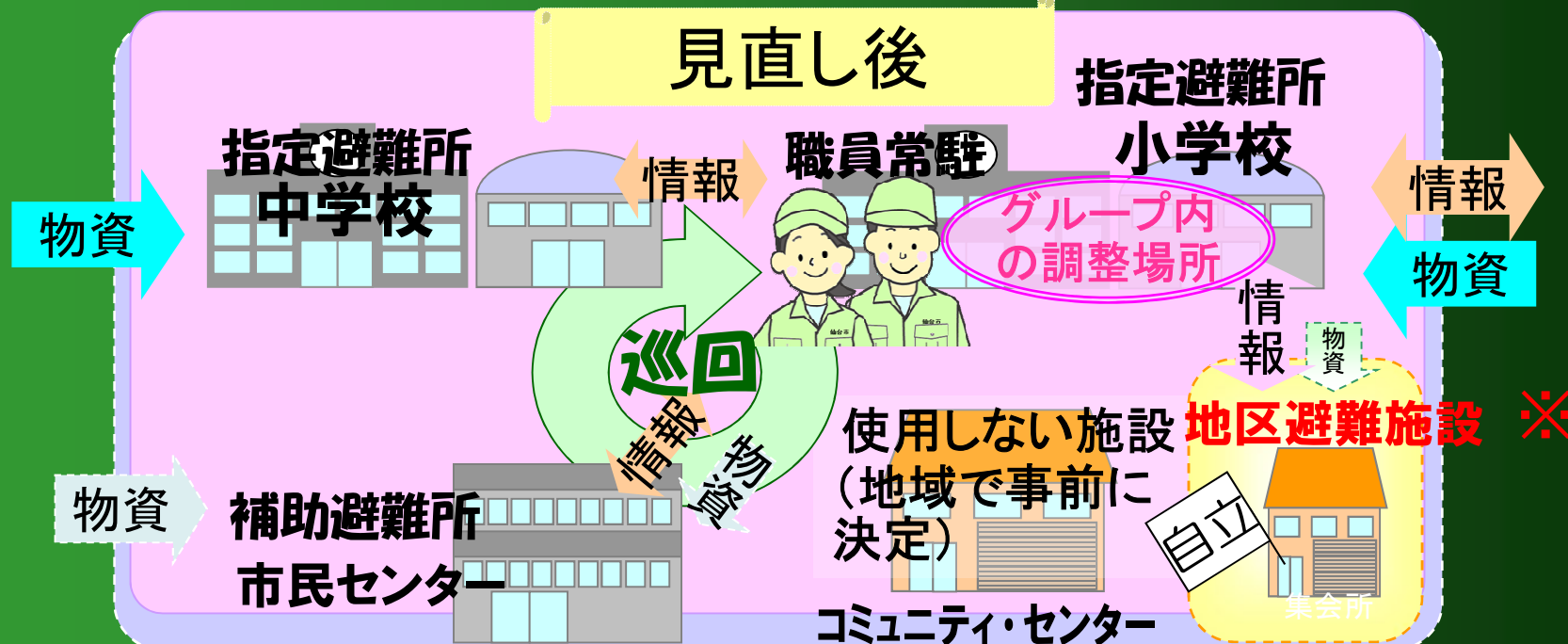


- ❌ ① 地区避難施設(がんばる避難施設)は自立運営が基本であり、災害初期の市からの物資の支援は原則として行いません。
- ② 避難生活が長期化した場合になどに、指定避難所からの物資等供給の調整を行います。

Ⅱ-3 避難体制・避難所運営体制(11/12)

(2) 避難所運営体制の見直し(イメージ)

地域の中のコミュニティ・センターを使用しない場合のイメージです



- ✕ ① 地区避難施設(がんばる避難施設)は自立運営が基本であり、災害初期の市からの物資の支援は原則として行いません。
- ② 避難生活が長期化した場合になどに、指定避難所からの物資等供給の調整を行います。

Ⅱ-3 避難体制・避難所運営体制(12/12)

(2) 避難所運営体制の見直し

【共通編】災害予防計画

地震津波災害対策編 (応急対策計画)

(自助・共助)避難行動の確認

【第1章第6節3】

- ① 避難所運営の基本方針
地域団体、市、施設管理者・職員が
協同して運営
- ② 運営体制の共有
「地域版避難所運営マニュアル」
の作成と運営体制の共有

(公助)避難所運営体制の整備

【第2章第9節】

- ① 避難所運営の基本方針
- ② 避難所運営の事前協議
(顔の見える関係の構築)
- ③ 避難所のグループ化

(自助・共助)主体的に運営する

【第1章第6節】

- ① 避難所の開設
- ② 避難所の運営 各主体の役割
- ③ 避難所運営委員会の活動
- ④ 長期化した場合の活動
- ⑤ 避難所の統廃合

(公助)避難所運営計画

【第2章第12節】

- ① 実施機関、担当業務
- ② 避難所の開設・運営
(自助・共助)の項目に必要事項付加
(詳細は避難所運営マニュアルへ委任)

Ⅱ-4 災害時要援護者(1/3)

災害予防(日ごろからの取り組み)の記載概要

1(自助・共助)災害時に支援が必要な人を地域で守る

【第1章第6節 2】

★住民ネットワークで地域を守る一部として記載

① 災害時要援護者と家族の役割(自助)

② 地域団体等の役割(共助)

2(公助)災害時要援護者対策の推進【第2章 第10節】

★災害時要援護者避難支援プランの要点を記載

① 災害時要援護者情報登録制度

② 地域団体との連携強化

③ 福祉避難所の指定

④ 在宅要援護者支援対策 等

Ⅱ-4 災害時要援護者(2/3)

地震・津波災害対策(災害発生時の対策)の記載概要

1(自助・共助)災害時要援護者を支援する【第1章 第5節】

★行動の具体化(地震・津波災害対策編)

- ①災害時要援護者と家族:避難が困難な際に助けを求める
- ②地域団体等の行う支援:自分の安全を優先に安否確認
情報伝達、避難誘導等
- ③避難所での配慮:避難所運営マニュアル等に基づき配慮

2(公助)災害時要援護者への対応計画【第2章 第13節】

★行動の具体化(地震・津波災害対策編)

- ①福祉避難所の開設、社会福祉施設への対策
- ②地域団体との協力による在宅要援護者への対応
避難所での必要な配慮
- ③外国人支援対策
- ④大規模災害(ライフライン途絶時)の際の安全確保策

Ⅱ-4 災害時要援護者(3/3)

【共通編】災害予防計画

(自助・共助)災害時に支援が必要な人を地域で守る【第1章第6節2】

- ① 災害時要援護者と家族の役割
- ② 地域団体等の役割(共助)

(公助)災害時要援護者対策の推進【第2章第10節】

- ① 災害時要援護者情報登録制度
- ② 地域団体との連携強化
- ③ 福祉避難所の指定
- ④ 在宅要援護者支援対策
- ⑤ 外国人支援対策 等

地震津波災害対策編 (応急対策計画)

(自助・共助)災害時要援護者を支援する【第1章第5節】

- ① 災害時要援護者と家族の役割
- ② 地域団体等を行う支援
- ③ 避難所での配慮

(公助)災害時要援護者への対応計画【第2章第13節】

- ① 福祉避難所の開設
社会福祉施設への対策
- ② 在宅要援護者への対応
避難所での必要な配慮
- ③ 外国人支援対策
- ④ 大規模災害の際の安全確保策

Ⅱ-5 帰宅困難者対策(1/3)

災害予防(日ごろからの取り組み)の記載概要

1(自助・共助)帰宅困難者の対策を考える【第1章第5節 3】

★安全確保を確認する一部として記載

- ① 緊急を要さない移動は控える等一斉帰宅の抑制
- ② 大規模集客施設等での混乱防止対策

2(公助)帰宅困難者対策【第2章 第3節】

★事前対策の具体化

- ① 一斉帰宅の抑制: 緊急を要さない移動は控える等啓発
- ② 帰宅困難者一時滞在施設・場所の確保
- ③ 徒歩帰宅支援
- ④ 情報提供
- ⑤ 旅行者への対策 等



Ⅱ-5 帰宅困難者対策(2/3)

地震・津波災害対策(災害発生時の対策)の記載概要

1(自助・共助)避難行動【第1章 第3節 1】

★避難行動の一つとして記載

●地震発生後の避難行動のフローの中に帰宅困難者一時滞在施設への誘導を記載

2(公助)帰宅困難者対策【第2章 第6節】

★「節」として新設

- ① 一斉帰宅の抑制: 緊急を要さない移動は控える等
- ② 帰宅困難者一時滞在施設・場所の運営
- ③ 徒歩帰宅支援
- ④ 情報提供
- ⑤ 旅行者への対策 等

Ⅱ-5 帰宅困難者対策(3/3)

【共通編】災害予防計画

(自助・共助)帰宅困難者の 対策を考える【第1章第5節 3】

- ① 一斉帰宅の抑制
- ② 混乱防止対策

(公助) 帰宅困難者対策 【第2章 第3節】

- ① 一斉帰宅の抑制(緊急を要さない移動は控える等啓発)
- ② 帰宅困難者一時滞在施設・場所の確保
- ③ 徒歩帰宅支援
- ④ 情報提供
- ⑤ 旅行者への対策

地震津波災害対策編 (応急対策計画)

(自助・共助)避難行動 【第1章第3節 1】

- 地震発生後の避難行動のフロー図に位置づけ

(公助)帰宅困難者対策 【第2章第6節】

- ① 一斉帰宅の抑制(緊急を要さない移動は控える等)
- ② 帰宅困難者一時滞在施設・場所の運営
- ③ 徒歩帰宅支援
- ④ 情報提供
- ⑤ 旅行者への対策

Ⅱ-6 物資対策(1/4)

災害予防(日ごろからの取り組み)の記載概要



1(自助・共助)食料生活必需品を確保する【第1章第2節5】

★家庭や事業所で災害に備えることを記載

- ① 各家庭で1週間分の食料・生活物資の備蓄等
- ② カセットコンロなど燃料や乾電池等停電時対策
- ③ 企業として、一斉帰宅の抑制のための備蓄に努める

2(公助)物資・資機材等確保体制の充実【第2章 第11節】

★行政の事前対策の具体化

- ① 公的備蓄の推進(避難所用食料・生活物資等の備蓄)
- ② 流通在庫備蓄の活用
- ③ 自主防災活動用防災資機材
- ④ 福祉避難所への生活物資等の備蓄
- ⑤ 物資集配拠点、緊急輸送体制の確保等

Ⅱ-6 物資対策(2/4)

地震・津波災害対策(災害発生時の対策)の記載概要

1-1(自助・共助)避難所運営【第1章第6節3】

- 避難所運営に必要な物資の確保について記載

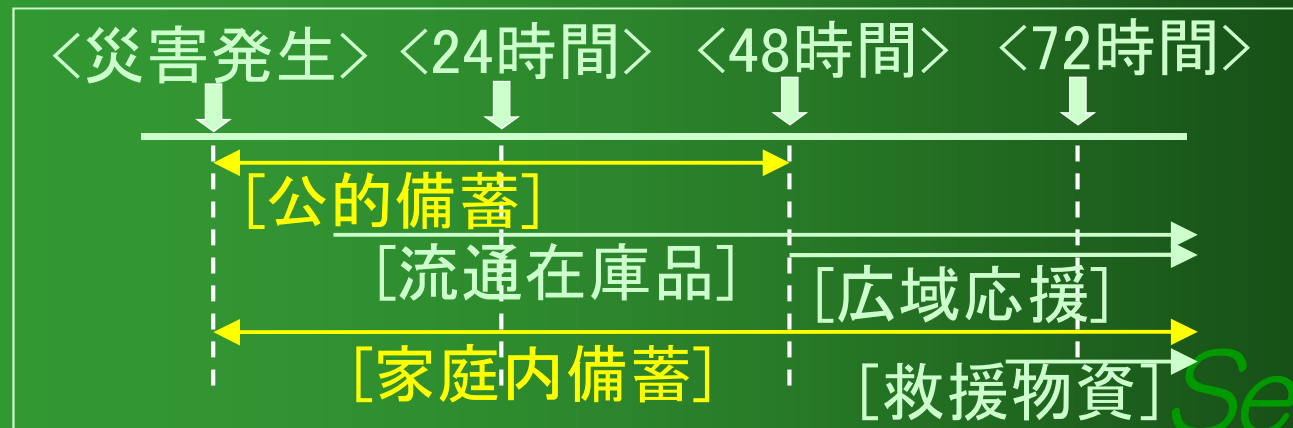
1-2(自助・共助)物資の円滑な供給に協力【第1章第7節】

- 炊き出しや物資供給支援

2(公助)物資供給計画【第2章第14節】

- ★震災を踏まえ必要な変更

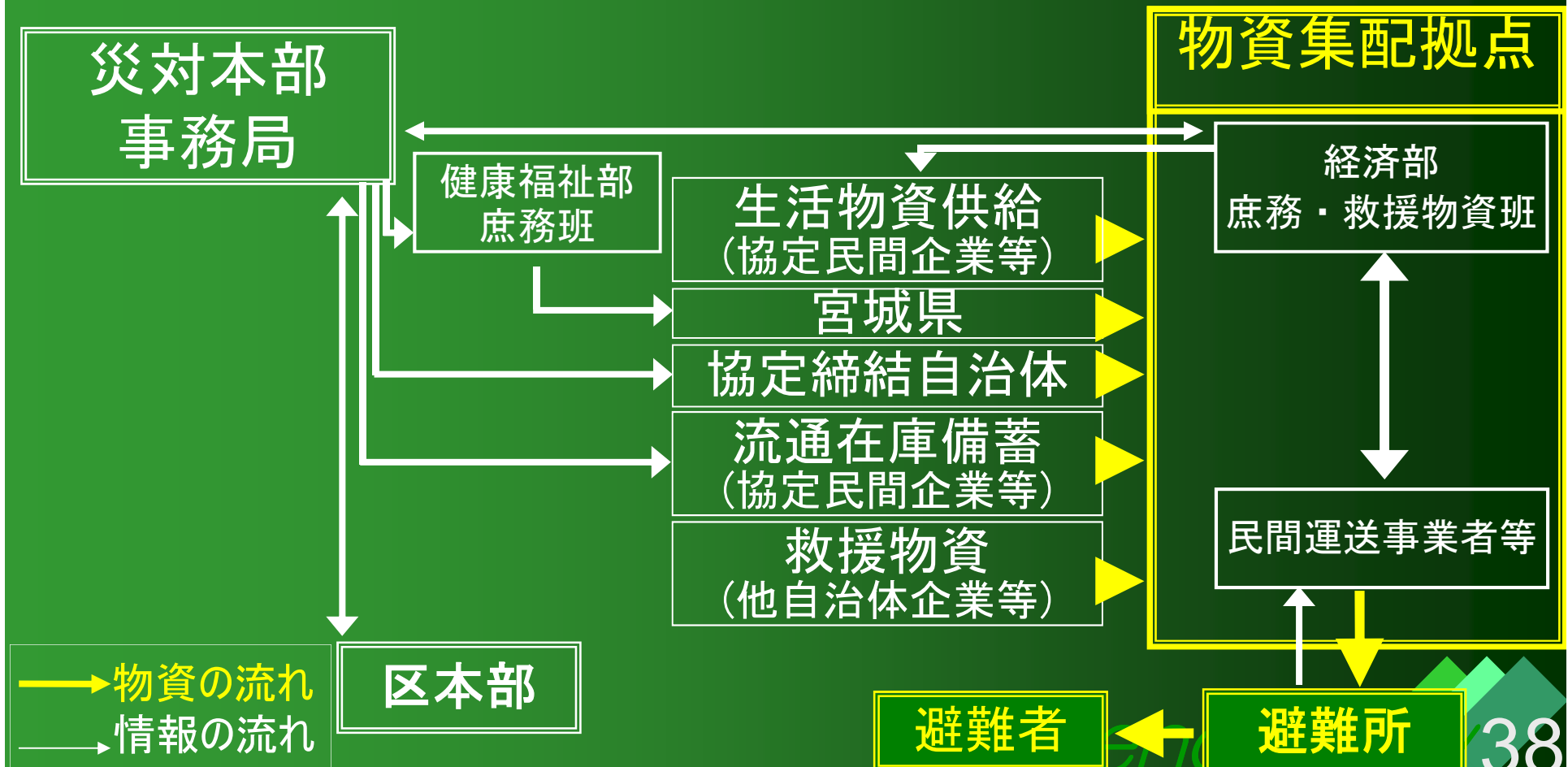
①食料や生活物資の確保・輸送・配布を時系列で整理



Ⅱ-6 物資対策(3/4)

地震・津波災害対策(災害発生時の対策)の記載概要
2-1(公助)物資供給計画【第2章 第14節】

② 大規模災害時(被害が甚大である場合)の
物資集配拠点の運営、物資のフローを追加



Ⅱ-6 物資対策(4/4)

【共通編】災害予防計画

(自助・共助)食料生活必需品
を確保する 【第1章第2節5】

- ① 各家庭で1週間分の食料・生活物資の備蓄等
- ② 企業として一斉帰宅の抑制のための備蓄に努める

(公助)物資・資機材等確保
体制の充実【第2章第11節】

- ① 公的備蓄の推進(避難所用食料・生活物資等の備蓄)
- ② 自主防災活動用防災資機材
- ③ 福祉避難所へ生活物資等備蓄
- ④ 物資集配拠点
緊急輸送体制の確保等

地震津波災害対策編 (応急対策計画)

(自助・共助)避難所運営

【第1章第6節3】

(自助・共助)物資の円滑な供給
に協力【第1章第7節】

- 炊き出しや物資供給支援

(公助)物資供給計画

【第2章第14節】

- ① 食料や生活物資の確保・輸送・配布
- ② 大規模災害時(被害が甚大である場合)の物資集配拠点の運営

Ⅱ-7 その他 (1/2)

本市で実施する「応急対策の流れ」について

① 時系列の観点 から

② 応急対策の種別ごとに

表形式でまとめ、実際の災害対応でも活用できるように追加

地震・津波災害対策(災害発生時の対策)の記載概要

時間応急 対策	地震発生 ～24時間位まで	発災後24時間位 ～ 3日後位	発災後3日位 ～ 1週間後位
避難・避難 所運営	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等の実施伝達 ・避難誘導 ・避難所の開設 ・避難人員 状況の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の運営支援 ・避難所への食料、 物資の供給 ・避難人員 状況の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ※左欄のほかに ・避難者の生活実態の 把握 ・避難所の集約、閉鎖
以下 各項目	(各事項)	(各事項)	(各事項)

Ⅱ-7 その他 (2/2)

大規模な災害が発生した場合の応援協力要請について
地震・津波災害対策
(公助)応援協力要請(受援)計画【第2章 第22節】

① 応援要請の手続き

本市の応急対策について、単独での実施が困難であると判断した場合の、協定先への応援要請、連絡手順及び応援部隊の調整等について記載

② 自衛隊の災害派遣要請

災害時における自衛隊への迅速な派遣要請について、フロー図を作成

③ 他都市等の災害派遣要請

災害時における他都市への支援要請、民間団体等の支援の受入れ実施方法について記載